

## 障がいのある人と人権

私たちは、誰もが人間として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利を生まれながらにして持っています。それは、性別や年齢、国籍などの違いに関わらず保障されています。障がいのある・なしも関係ありません。平成 28年 4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して、一人ひとりが人権について改めて考え、行動していくことが大切です。

## (1) 障がいがあることは特別なことではない

病気や怪我などで障がいが残る可能性は誰にでもあります。また、程度の差はあっても、年齢を重ねることで体の機能が低下し何らかの障がいが見られることもあります。誰にとっても、障がいとは身近なものであり、決して他人事ではないのです。

## (2) 障がいは多種多様

障がいの種類は様々であり、外見ではわからない場合や程度による違いもあります。一人ひとりの障がいは皆異なっており、どのような配慮や支援が必要なのか、どのような能力が発揮できるのかは一人ひとり違います。

## (3) 自立や社会参加のための配慮と支援

障がいがあったとしても、機能を補う福祉機器や、社会や周囲からの配慮と支援により、様々な活動を行うことができます。仕事に就き、地域で自立した生活を送ることはもちろん、スポーツや芸術の分野で活躍することなども可能です。例えば、スロープやエレベーターがあれば、車椅子の人はどこへでも出かけられます。このような整備をすることなどにより、障がいのある人はその能力を活かせるのです。

## ●私たち一人ひとりにできる配慮や工夫の例

- (1) 困っていきそうな場面を見かけたら、「何かお困りですか」と一声かけて、自分にできるお手伝いをしましょう。
- (2) 商品やサービスを提供する際には、障がいのある利用者もいることを考えて、どのような配慮が必要か聞いてみましょう。
- (3) 「障がいがあるから」と決めつけず、それぞれの個性や能力を活用することを一緒に考えてみましょう。

現在、各地区で開催している分館人権学習会では、障がい者の人権について考える映像作品を題材にしております。大勢のみなさんの参加をお願いします。（開催会場、日時は広報たてしな 9月号をご覧ください。）

参考：（財）人権教育啓発推進センター「障がいのある人と人権」より

## 小学生夏休み作品展

9月9日(土)、10日(日)の2日間、中央公民館大会議室において、小学生夏休み作品展が開催されました。

立科小学校の児童が夏休み中に取り組んだ自由工作や自由研究の作品が合計280点展示され、多くの町民の皆様にご鑑賞していただくことができました。どの作品も個性豊かで、力作・秀作の素晴らしい作品展となりました。



教育委員会